

31年度(2019年)実施

神戸市の教員採用選考

7点の主な変更ポイント！

1. 障害者特別選考の実施
2. 一般選考の年齢制限の緩和（45歳→59歳）
3. 適性検査の実施
4. 1次教養試験での合格判定の実施
5. 臨時特例選考試験変更（教養免除・専門実施）
6. 社会人特例選考における小論文試験廃止
7. 社会人特例選考の要件変更（教諭経験除外等）

※英語資格等による加点の利用にあたり、資格等の取得期間は平成29年4月1日～平成31年3月31日までとなりますのでご注意ください。

※変更内容の詳細については3月末公表予定の実施要項を参照してください。



二次元コード

発行：神戸市教育委員会事務局総務部教職員課
電話 078-360-3564

(1) 障害者特別選考の実施（従来の選考と別枠で募集）

身体・精神・療育手帳所持者を対象とした障害者特別選考を新たに実施します。当該特別選考受験者は、**出願時に申し出**があった場合に限り、**障害の状況に応じて、実技試験の一部、または全てを免除**します（免除の可否は受験票送付時にお伝えします）。

(2) 一般選考の年齢制限の緩和（45歳→59歳）

一般選考の年齢制限を現在の45歳から**59歳まで引き上げ**ます。

(3) 適性検査の実施（全受験生対象）

1次**筆記試験の実施**にあわせて**適性検査を実施**します（**点数化はせず、面接時の参考資料とします**）。1次筆記試験免除者は、2次筆記試験時に実施します。

(4) 1次教職・一般教養試験での合格判定の実施

1次教養試験で**一定の点数を取得した者**のみ、**集団面接**を行います（概ね一般選考志願者の**8～9割程度の面接受験**を想定）。また、教養の点数は1次試験合否判定には加味しません。

(5) 臨時的任用教員特例選考制度の試験変更（1次教養免除と専門実施）

臨時特例選考について、**1次教職・一般教養試験を免除し、専門試験を実施**します。

(6) 社会人経験者特例選考における小論文試験の廃止

社会人特例選考における、**1次小論文試験を廃止**し、別途、**エントリーシート**を志願時に**提出**してもらいます（面接時の参考資料とし、**点数化はしません**）。

(7) 社会人経験者特例選考の受験要件変更（教諭勤務経験除外等）

社会人特例選考の受験要件から、**「国立大学法人附属学校園、公立学校園、私立学校園における教諭としての勤務経験」**を除きます。また、平成31年3月末現在、**現職として正規勤務している者（3年以上継続勤務）**を対象とします。